

# 鳥取縣公報

## 條

### 鳥取縣條例第二號

地方自治法第二百四十四條第一項の規定による鳥取縣財政公表條例を次のように定める。

昭和二十三年二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣財政公表條例

第一條 地方自治法第二百四十四條第一項の規定による財政の公表はこの條例によりこれを行う。

第二條 財政の公表は毎年五月十一月の二回各その前々月末現在の状況を縣公報その他適當な方法をもつてこれを行う。

第三條 豫算の使用の状況及収入の状況については別表により調整するものとし且つその使用収入の状況を説明しなければならない。

昭和二十三年二月十日  
第八百八十一號

火曜日

本書ノ大サハ國定規格A列5

明しなければならぬ  
財産については動産、不動産に区分し、その使用目的別に數量及び評定價格を記載しなければならない。  
公債及び一時借入金については使用目的別に借入先利率、償還期限及び現在高を公表しなければならない。  
附 則  
この條例は公布の日からこれを施行する。

### 別表

一、使用の状況

目 項 款	科目		計	支出済額	支出未済額	摘要
	當 初 豫算額	追 加 更 正 豫算額				

科目	二、収入の状況		計	収入済額	未済額	摘要
	當初	追加更正				
豫算額						
豫算額						
款						
項						
目						

鳥取縣條例第三號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十七號公聽會參加者等の費用辨償條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

公聽會參加者等の費用辨償條例中改正條例

別表を次のように改める。

車馬賃	鐵道賃及船賃	日當	宿泊料	食卓料
一圓に付	一圓	四〇圓	一五〇圓	四〇圓
附則				

この條例は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣條例第四號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八號縣會議員等給與條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給與條例中改正條例

第五條 職務のため旅行するときは別表(二)に定める旅費を支給する。但し、縣會議員は六割選舉管理委員、縣會議員の中から選任された監査委員及び専門委員は四割、選舉長は二割を更に加算した額とする。

縣會及び委員會の招集に應じ滞在中は前項の規定に拘わらずこれを支給しない。

別表(一)中「監査委員年額一、〇〇〇圓」を「監査委員年額六、〇〇〇圓」に改める。

別表(二)を次のように改める。

旅費	額

區分	鐵道船賃		車馬賃		宿泊料		食卓料	
	賃	二	一	日當	甲地方	乙地方	一夜につき	一夜につき
縣會議長								
同副議長								
縣會議員								
選舉管理委員								
會委員長及委員								
監査委員								
専門委員								
選舉長								
投票管理者								
開票管理委員								
立會人								

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。但し別表については昭和二十二年七月七日からこれを適用する。

鳥取縣條例第五號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十九號知事、副知事等給與條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

知事、副知事等給與條例中改正條例

第三條中「副出納長」及び「副出納長同三、五〇〇圓以内」を削る。  
第三條中「縣會の書記長」の上に「副出納長、」を加ふる。  
第五條中第一號以下を次のように改める。

一、知事及び副知事は一級官吏に支給する額に六割を加算した額

二、出納長監査委員及び縣會書記長は二級官吏に支給する額に四割を加算した額

三、副出納長は二級官吏に支給する額に二割を加算した額

四、縣會書記、選舉管理委員會書記及び監査委員書記は三級官吏に支給する額

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣條例第六號

警察法第二十五條地方自治法第二百三條第三項の規定により公安委員の給與條例を次のように定める。

00807

昭和二十三年二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
公安委員給與條例

- 第一條 公安委員にはこの條例の定めるところにより報酬及び旅費を支給する。
- 第二條 報酬は月額二千圓とする。
- 第三條 公安委員が職務のため旅行するときは別表に定める旅費に四割を加算した額を支給する。
- 第四條 本條例に定めるもの、外報酬の支給に關しては官吏俸給令を旅費の支給に關しては鳥取縣旅費支給規則を準用する。

附 則

この條例は警察法施行の日からこれを適用する。

別 表	金 額	區 分	金 額
區分	二等賃金	日 當	四〇圓
鐵道賃	上級船賃	宿泊料	甲地方二〇〇圓 乙地方一五〇圓
船 賃		車馬賃	一料につき一圓
			長卓料 四〇圓

規 則

◇鳥取縣規則第九號

昭和二十三年一月鳥取縣規則第一號鳥取縣稅特別徵收検査規則の一部を次のように改める。

昭和二十三年二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅特別徵收検査規則中改正規則  
附則第三條に次の但書を加える

但し鳥取市、岩美郡及び東伯郡のものについては昭和二十三年二月十七日より五日間とする。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第五十號

農林水産業調査指導員である農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十三年二月十日

00808

00800

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

米原 享 山本秀雄 東伯郡旭村 昭和二十三年一月一三日

◇鳥取縣告示第五十一號

農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十三年二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日

島本英孝 山本美知雄 氣高郡日置谷村 昭和二十三年一月一日

中尾忠治 中尾林平 同

鹽 秀夫 大石清市 同

山本幹治 山本信義 同

坂本久造 増 設 東伯郡高城村 同 一月二八日

津村長藏 同 同

篠中光男 田中重敏 同 社村 同 一月二〇日

藤井保雄 大畑延治 同 同

福本茂夫 米本政夫 同 中北條村 同 一月二三日

廣田 一 田栗 亮 同 旭村 同 一月一三日

德田 彦 山本一幸 同

別所卓雄 別所信夫 同

岡本信雄 増 設 同

菊留武夫 山本秀雄 同

平井一義 平井誠久 同

北 益雄 増 設 同

谷川照美 谷川良夫 同

山本 勉 牧田 禎 同

◇鳥取縣告示第五十二號

昭和二十二年七月農林省令第六十二號加工水産物配給規則の規定により次のように定める。

昭和二十三年二月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、加工水産物配給規則(以下規則とす)第三條第二項及び第四條第五項の規定により乙級生産地域及び當該生産地域における一集荷機關當りの集荷最低責任數量を左の通り指定する。

00809

品目 生産地域 集荷機關當りの最低責任數量  
 指定水産物 縣内一圓 一〇、〇〇〇貫(一箇年)  
 但し寒天原藻並に冷凍水産物を除く

二、規則第四條第三項の規定により公認集荷機關の資格を次の通り定める。

- (一) 一の規定による最低責任數量を集荷するに必要な集荷所、加工水産物の品質を保持することのできる倉庫その他加工水産物の保藏に適する施設を有するもの又はこれらのものを確保することが出来るもの
- (二) 一の規定にある最低責任數量を集荷するに必要な従業員を有するもの
- (三) 公認集荷機關の役員又は職員が價格その他經濟統制違反に問われたことのないもの
- (四) 一の規定による最低責任數量を集荷するに必要な資本金を有するもの
- (五) 集荷並びに出荷を圓滑にする爲に地域的に必要な營業所を有するもの

(六) その他知事の指圖する事項に適應するもの

三、規則第四條第四項の規定による集荷機關登録申請書の記載要領は概ね別紙一によるものとする。

四、規則第五條第二項の規定による乙級生産地域の公認集荷機關の提出する報告の様式及び期日を次の通り定める。

- 期日 規則第五條第一項の月別集荷計畫數量の四半期報告は各四半期開始前三十日まで(その他の報告は集出荷の都度知事に報告すること。
- 五、第九條第二項及び第十條第四項の規定により指定消費地域及び富該消費地域における一荷受機關當りの集荷の最低責任數量を左の通り指定する。
- 指定消費地域 鳥取市、米子市、倉吉町
- 一荷受機關當りの集荷の最低責任數量 六ケ月 六、〇〇〇貫(冷凍水産物を除く)

00810

80800

規則第十條第三項の規定による荷受機關登録申請書の記載要領は概ね別紙四によるものとする。

七、規則第十三條第一項の規定による公認荷受機關の提出する指定水産物の毎月の指定生産地域の集荷機關別集荷計畫の様式は別紙五その他の報告は別紙六によるものとする。

集荷機關別計畫書は前月二十日までに到着するよう報告しなければならない

八、規則第十一條第五項の規定による小賣店舗登録申請書の記載要領は概ね別紙七によるものとする。

九、規則第十一條第三項の規定により一定順位を左の通り指定する。

鳥取市、米子市、倉吉町二百世帯(準世帯は五人をもつて一世帯とみなす)以上の登録人口を有すること。但し登録小賣店舗数が少數となり配給上支障を來すようなときは登録人口数の多きものより順次に豫め定めた當該地區の所定の店舗數に充つるまでは資格あるものとする。

十、規則第九條第二項及び第二十一條の規定により冷凍水産物の消費地域を鳥取市(賀露町を除く)米子市及び倉吉町とし配給に當つてはこれを鮮魚介の登録小賣店舗に取り扱わせると共に鮮魚介と同一の方法により配給するものとする。

十一、この規定にかゝらず現に集荷業務並びに荷受業務を行つて居るものは二月二十九日まで、小賣業務を行つて居るものは三月三十一日までその業務を行うことができる。

別紙 集荷機關登録申請書

- 一、申請者の住所氏名(團體にあつては團體名代表の氏名を記載し尙定款その他これに準ずる書類を添付のこと)
- 二、取扱ひ品目
- 三、營業所の所在地
- 四、集荷、出荷業務を営む場所(營業所)及び設備
- 五、従業員數及び資本金
- 六、四半期毎の品種別集荷計畫數量(一箇年分)

00811

七、その他参考となる事項  
昭和 年 月 日  
申請者の氏名(又は団体名代表者名)  
鳥取縣知事 殿

別紙二  
〇〇〇集荷計畫書

品 種	〇、四半期			集荷地域	備 考
	月	月	月		
合計					

年 月 日  
集荷機關名  
鳥取縣知事 殿  
印

別紙三  
一、出荷計畫書

品 種	出荷計畫書	出荷実績	出荷実績に對する実績比	備 考
合計				

年 月 日  
集 荷 機 關 名  
鳥取縣知事 殿

別紙四  
荷受機關登録申請書

一、申請者の住所氏名(団体にあつては団体名代表者の氏名を記載し尙定款その他これに準ずる事項を添附のこと)  
鳥取縣知事 殿  
註 出荷計畫は出荷せんとする前に知事の指圖又は承認によつて出荷すること。

00812

01200

七、その他参考となる事項  
昭和 年 月 日  
申請者の氏名(又は団体名代表者名)  
鳥取縣知事 殿

別紙五  
一、集荷計畫書

品 種	生産地域	集荷計畫書	集荷計畫書數量	備 考
合計				

年 月 日  
申請者の氏名(団体にあつては団体名代表者の氏名)  
鳥取縣知事 殿

別紙六  
二、加工水産物配給実績書(四半期分累計)

品 種	數量	配給對象人口	一人當りの在庫數量	備 考
合計				

年 月 日  
鳥取縣知事 殿

別紙七  
三、加工水産物配給実績書(四半期分累計)

品 種	集荷計畫書	配給実績に對する実績比	備 考
合計			

年 月 日  
荷 受 機 關 名

鳥取縣知事 殿

註 一、加工水産物が入荷したときは知事の配給割當指圖前に各荷受機關は運給計畫書を提出し知事の指圖又は承認によつて配給すること。

別紙七

小賣店舗登録申請書

- 一、申請者の住所及び氏名（團體にあつては團體名及び代表者の氏名を記載し、定款その他これに準ずる書類を添付すること）
- 二、取扱の品目
- 三、店舗所在地並びに小賣配給に必要な設備器具
- 四、経験年數
- 五、兼業種名
- 六、その他の参考となる事項

申請者の氏名（團體にあつては代表者の氏名）

鳥取縣知事 殿

縣會告示

鳥取縣會告示第三號

鳥取縣會議員徽章第一八號は昭和二十三年二月六日遺失したる旨縣會議員三橋誠より届出があつたのでこれを無効とする。

昭和二十三年二月十日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

昭和二十三年二月十日印刷  
昭和二十三年二月十日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町